

知事意見

「(仮称)強戸地区産業団地造成事業第2種事業環境影響評価方法書」に対する意見について

令和8年3月17日

1 大気環境

- (1) 方法書16ページ「2-9 対象事業の企業誘致方針」について、「汚染物質の削減等、積極的な環境保全を図る」ことを着実に実現すること。
- (2) 方法書145ページ表5-1-1-2(2)「気象調査(測定)方法」について、雨量が含まれていないが、方法書164ページ「5-2-3 水象」で「計画地の排水及び雨水を排出する八瀬川の水象の現況を把握する」上で雨量は重要な要素であるため、調査項目に雨量を追加することを検討すること。
- (3) 企業誘致にあたり、比較的騒音・振動が出にくい流通関係企業を産業団地の外側に配置し、騒音・振動の大きい製造関係企業は中央に配置するなど配慮をすること。また、トラック等の走行や待機について、生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (4) 80kw出力以上のバックホウ、70kw以上のトラクターショベル、40kw以上のブルドーザー、くい打ち機、削岩機などを使用する場合は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第14条・振動規制法(昭和51年法律第64号)第14条に基づき、工事の7日前までに届出書を提出すること。

2 水環境

- (1) 方法書8ページ「6.調整池工」及び方法書9ページ図2-6-2-1「雨水幹線ルート図」について、近年、気候変動等により大雨の発生回数が増えていることから、「年超過確率1/30の雨量に対応する」ものでは不足する可能性がある。そこで、この点を踏まえて雨水の流出対策を検討すること。
- (2) 方法書8ページ「2-6-2 工事内容 5.排水工」について、既存用排水施設及び耕作道(農道)等の撤去により、隣接する農地及び営農への影響が懸念されるため、地区内の既存用排水施設及び耕作道(農道)等を適切に切り回し、隣接及び下流域における営農(農業用水の取水など)に影響が生じないようにすること。
- (3) 方法書49ページ表3-1-2-26「文献により抽出された魚類以外の水生生物」について、水生昆虫が入っていないが、方法書76~79ページ表3-1-2-38(1)~(4)「文献により抽出された昆虫類」に一時水中で生活する希少な水生昆虫が記載されているため、水生生物の対象に「水生昆虫」を含めることを検討すること。
- (4) 計画地が群馬東部水道企業団の水道事業の給水区域に含まれているため、造成等で水源及び周辺水道施設への影響が生じないように群馬東部水道企業団と協議を行うこと。
- (5) 計画地周辺には多数の農用地が分布しているため、方法書に記載された環境保全対策(土砂流出防止、粉じん抑制、排水管理)を適切に実施し、周辺農用地及び農業用水への影響の発生を未然に防止するよう努めること。

- (6) 造成される産業団地の排水については、一級河川八瀬川への放流に際し、下流域では農業用水としても利用されているため、放流する排水の水質は、環境基準を満たすよう厳格な管理をすること。なお、産業団地からの排水が農業用排水路を経由する場合は、農業用排水路の所有者及び管理者の許可が必要となるため、関係者との協議をすること。
- (7) 都市計画決定時の河川管理者との事前協議のとおり、汚濁流出だけではなく、排水先の河川等への負担が生じないよう雨水流出増対策についても実施すること。

3 地盤環境

- (1) 方法書174ページ「5-3-2 地盤沈下 (4) 調査時期・期間」について、地質の状況によって、盛土による圧密沈下と地下水の採取による地盤沈下を区別して評価する必要があるため、盛土前にボーリング調査を実施して地盤の状況を把握すること。
- (2) 方法書175ページ図5-3-2-1「地質調査地点」に示された調査地点は東側（丘陵側）に寄りすぎており、計画地全体の地質を把握できない可能性があるため、周囲の地形状況を考慮して現調査地点よりも西側（瑞光寺寄り）または北西側に変更すること。また、方法書168ページ図5-2-4-1「地下水位調査地点」の地下水位調査地点も同様とすること。
- (3) 方法書176ページ「2) 予測手法 (2) 予測方法」について、「類似事例の引用による」とされているが、地質の状況や地下水の挙動は複雑であることから類似事例を引用することは現実的ではない。そこで、地下水を大量に利用する企業の誘致が見込まれる場合は、将来にわたって継続的に沈下量を計測する手段を検討すること。なお、企業の誘致状況を踏まえて沈下量を調査する場合は、方法書の記載内容を訂正すること。
- (4) 八王子丘陵の山沿いに太田断層がある可能性が報告されていることについて、古墳近くに10mの逆断層があるため、堆積層のボーリング調査を行い、影響を調べておくこと。
- (5) 開発により土砂災害が発生しないよう土砂災害防止に配慮すること。また、開発に伴い、傾斜度30°以上かつ高さが5m以上の斜面が発生した場合は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づく土砂災害警戒区域等に該当し、後に法指定される場合があるため、留意すること。
- (6) 「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」の対象規模となる盛土・切土等の工事について、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」第29条第1項または第2項に基づく開発許可を受けた際は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を受けたものとみなされるため、都市計画法の開発許可と合わせて、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用について、太田市建築課盛土安全推進室と協議すること。また、「首都圏の近郊整備及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）」による工業団地造成事業として事業を実施する場合には、開発許可が適用除外となり、工事の規模によって宅地造成及び特定盛土等規制法の許可が必要となるため、必要に応じて県建築課盛土安全推進室と協議すること。

4 生物環境

- (1) 文献調査で抽出した植物の注目種等の目録について、植物の種を特定するためには学名が不可欠なものもあるため、方法書54～60ページ表3-1-2-29「文献により抽出された注目種 (1) ～

- (7)」、方法書61～64ページ「生育の可能性がある種一覧(1)～(4)」及び方法書資料-1～資料-27ページ表-1(1)～(27)「文献調査で抽出された植物」に、出展を明らかにして「学名」を記すこと。なお、和名についての引用元も明記することとし、動物にかかわる目録についても同様にすること。また、資料編の目録の文献名や抽出範囲が示されていないため、省略せずに記載すること。
- (2) 方法書138ページ表4.2-1(4)「環境影響要素の抽出」の「注目すべき生息環境」について、抽出しない理由に「計画地及びその周辺には注目すべき生息環境は存在しない」と記載があるが、水田地帯そのものが生息環境であるため、植物だけでなく昆虫、両生類等も含めて水田の生態系の記録として残しておくこと。
- (3) 方法書177ページ表5-4-1-1「調査方法」について、植物相及び注目すべき種の調査方法として、目視確認では確実な同定ができない種も多いため、必要に応じて最小限の標本を採取して同定すること。また、植生及び注目すべき群落の調査方法について、方法書178ページ図5-4-1-1「植生調査地点」に植生調査地点が示されているが、計画地のほとんどが水田である。イネ等の水田雑草群落は水田の管理状況に応じて種の組成が変わるため、水田部分の調査地点は、植生調査の前に実施する植物相調査において、注目種が確認された地点を含めること。
- (4) 方法書180ページ「5-4-2 動物」について、話題となったクマやそれ以外の動物の分布や行動の著しい変化は多数あるため、そのような視点も含め、「哺乳類の現況調査」をすること。
- (5) 方法書181ページに図5-4-2-1「トラップ法、無人撮影法調査地点」について、センサーカメラの設置台数が少ないため、設置台数を増やした上で、設置場所を適切に定めて結果をできるだけ記録しておくこと。なお、カメラの記録は動画が有効である。また、180ページ「5-4-2 動物」について、計画地にはネズミがかなりいると思われるが、ネズミはシャーマントラップで捕獲して調べないと種が分からないため、シャーマントラップの設置数を増やし、調査の精度を上げること。
- (6) 方法書183ページ「2. 鳥類」について、水田地帯は水鳥の採餌地であり、渡り鳥（特にシギ・チドリ類）の貴重な中継地である。そこで、調査は渡り鳥が訪れる時期(8～9月)を選定し、現況が反映される調査を行うこと。
- (7) 方法書191ページ図5-4-2-3「トラップ法調査地点」について、ST-2のライトトラップが高速道路の光の影響で効果が低くなる懸念がある。西側の瑞光寺付近に植栽があり、昆虫はそのような場所の影響を受けやすいため、ベイトトラップも含め、そちらへの設置を検討すること。
- (8) 方法書200ページ「6-2 今後の計画策定において特に配慮する事項等」について、「計画地には緑地・公園を配置し、環境影響の緩和、景観の整備、自然環境の創出を図る。」という記載は具体的なことがわかりにくいため、できるだけ具体的に示すこと。また、方法書6ページ表2-6-1-1「土地利用計画表」及び方法書7ページ図2-6-1-1「土地利用計画図」について、公園・緑地の面積割合2.9%はかなり少ないが、緑は多いほうが望ましいため、可能な限り配慮すること。
- (9) 方法書200ページ「第6章 環境保全対策の検討方針」の「新たな自然環境の創出も図る」との記載について、調整池を単に洪水対策とするだけでなく、少し手を加えれば、多くの生き物が利用できるものとなることから、ビオトープの環境整備を検討すること。

- (10) 調整池について、本事業は水田を転用することから、水に依存した生物への配慮が必要である。周囲に生息する生物、あるいはこれまで水田を利用していた生物が利用しやすい調整池を検討すること。
- (11) 公園・緑地について、本地域は平地で高い木がなく、高木を植えない限り、日陰がない。公園には、シバを植えることが想定されるが、芝地は生物にとっては「緑の砂漠」であるため、地域の状況を踏まえて、総合的に植栽を検討すること。
- (12) 生物を保全していくため、公園の計画地は一級河川八瀬川や調整池を利用できるようデザインすることを検討すること。

5 人と自然との触れ合い

- (1) 方法書7ページ図2-6-1-1「土地利用計画図」の公園・緑地について、周辺住民がどのように利用するかが変わるため、公園の位置づけを明確にしておくこと。また、太田市の各計画との整合が極めて重要であるため、確認しておくこと。
- (2) 方法書7ページ図2-6-1-1「土地利用計画図」、方法書8ページ「工事内容」について、群馬県文化財保護課及び太田市文化財課と埋蔵文化財保存に関し、詳細な協議を行うためには工事の内容と実施方法を照合が不可欠であるため、方法書8ページ以下の工事について平面図、断面図を提示すること。
 - ・「2. 土工」の盛土工事
 - ・「4. 道路工」の掘削・盛土工事
 - ・「5. 排水工」の盛土工事
 - ・「6. 調整池工」の掘削・盛土工事
- (3) 周辺住宅や進出企業に対し、十分に環境整備された団地造成を行うこと。特に方法書8ページ「2-6-2 工事内容 3. 法面工」の団地境界について、盛土より高い土塁と緩やかな法面を構築し、緑地や樹木帯を配置することで、周辺住宅等の景観に配慮すること。また、緑地や樹木帯は進出企業から発生する低周波騒音の緩和効果が強く期待できる。
- (4) 方法書12ページ表2-6-3-1「工事工程表」について、埋蔵文化財調査を造成前に行う場合、準備書で「埋蔵文化財調査」の項目を追加し、調査時期を示すこと。
- (5) 方法書80ページ表3-1-2-39「計画地周辺の文化財」のNo.3「推定東山道駅路下新田ルート」について、奈良・平安時代の重要な幹線官道であるため、発見した場合は歴史環境や景観保存の観点から公園・緑地の区画を「東山道駅路」の範囲と重ねることにより、保存することを検討すること。
- (6) 方法書138ページ表4-2-1 (4) 「計画地の状況」の景観について、企業の立地を想定してできるだけ具体的に検討すること。
- (7) 方法書164ページ「5-2-3 水象」の八瀬川について、市民の憩いの場となっているため、造成時、操業時に環境影響に十分配慮すること。
- (8) 方法書195～196ページ「5-5-1 景観」について、八王子山公園に加え、景観を阻害する可能性のある視点場についても十分検討すること。

- (9) 方法書198ページ「5-5-2文化財」について、水田地帯では埋蔵文化財の正確な把握が困難であり、未発見のものが存在する可能性もあるため、その範囲に関しては予め太田市文化財課に計画地内の埋蔵文化財の状況を確認すること。また、方法書記載の方法で遺漏の無いよう実施すること。
- (10) 本計画地に造成する工業団地は、八王子公園等から目に入る工業団地となるため、近隣住民から高く評価される工業団地とすること。
- (11) 計画地は太田強戸スマートインターチェンジからのアクセスがよいが、動線計画も業種により異なる。業種と計画はかなりリンクしてくるため、業種の想定もある程度必要であり、周辺道路交通への影響も検討が必要である。その上で広域の図面と現況写真を提示すること。
- (12) 計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地である上強戸遺跡群、寺の東遺跡、推定東山道下新田ルートが所在するため、埋蔵文化財の取扱いについて、太田市文化財課との事前協議を行うこと。

6 その他

- (1) 運転者等が安心できる景観とするため、団地の周囲を緑地や樹林帯で囲むことを検討し、造成に伴う仮囲いは残置せずに取り払い、工場建設等に流用しないようにすること。
- (2) 周辺住民から苦情・要望があった場合は、真摯に対応すること。また、周辺地区に対し、事業状況及び公害対策について説明する機会を積極的に設け、良好な関係を構築できるように努めること。